

報告

区内循環バス南部ルートの一部変更及び停留所の新設等について

1 区内循環バス南部ルートの一部変更及び停留所の新設について

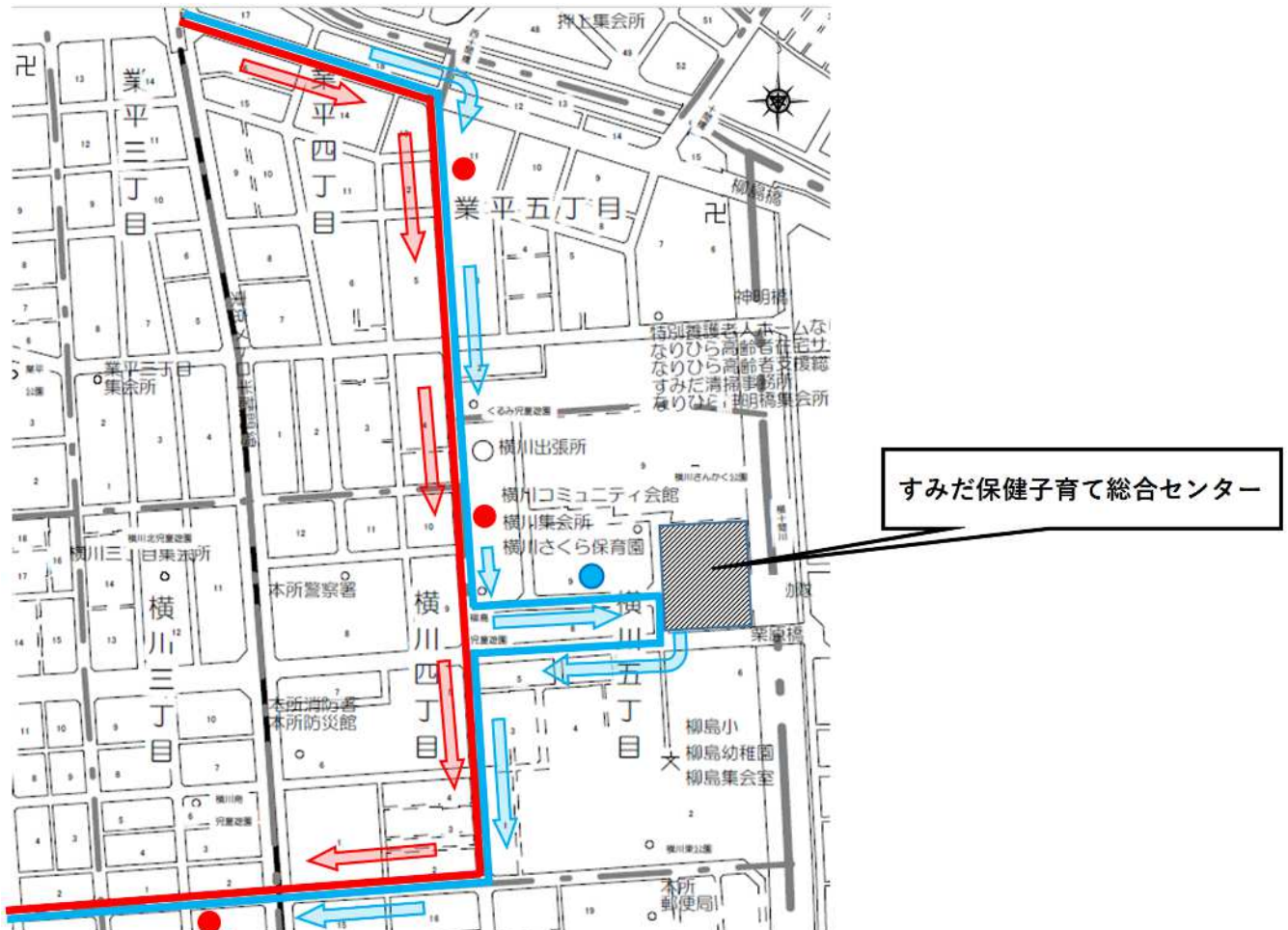
すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、区内循環バスの停留所を新設し、南部ルートの一部を変更する(下図参照)。

なお、変更するルートの運行は平日のみとし、土曜日、日曜日及び祝日(お盆休み、年末年始を含む。)は浅草通りの渋滞によるバスの遅延状況を勘案し、変更前のルートで運行する。

すみだ保健子育て総合センターの開設に合わせ、運行開始を予定している。

関係者と協議中のため、次回改めて審議予定

【変更ルート図(南部ルートの一部)】



凡例	変更後平日ルート	新設停留所
	変更前ルート及び	既存停留所
	変更後土曜日、日曜日及び祝日ルート	

## 2 「(仮称)墨田区地域公共交通計画」の策定について

### (1) 策定の目的

交通ネットワークは、地域の暮らしと産業を支える社会基盤の一つであるが、将来的な人口減少社会の到来、リモートワークや時差出勤などの働き方の多様化に伴う交通利用者の減少、交通事業者における深刻な運転士不足等により、公共交通を取り巻く環境が大きく変化している。

一方で、近年では自動運転の実証実験や新モビリティの登場など、交通に係る様々な新技術が開発され、より利便性の高いサービス提供に大きな期待が寄せられている。

このような社会環境の中、本区においては区民の足として定着してきた区内循環バスの利用者の減少や燃料費のコスト高による収支率の悪化等の課題を抱えているほか、地下鉄8号線の延伸等を踏まえた今後の区内交通の在り方について、総合的に検討する必要性が生じている。

これらのことから、誰もが安全・快適で使いやすい持続可能な交通ネットワークを形成するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域公共交通に関する考え方や方向性を示す「(仮称)墨田区地域公共交通計画」を策定する。

### (2) 根拠法令

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)

### (3) 計画期間

令和7(2025)年度~令和16(2034)年度(10年間)

### (4) 法定協議会の設立

「(仮称)墨田区地域公共交通計画」に関する審議を行うため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に基づく協議会を設立する。

(道路運送法施行規則第4条の2に基づく地域公共交通会議としての機能を含む)

## 3 区内循環バス定期券の券種の新設について(区内循環バス運賃等協議会審議事項)

区内循環バス定期券のセブン-イレブンのマルチコピー機での販売開始に合わせ、定期券の券種を新設する。

変更前	変更後
1か月有効：3,000円 継続購入の場合、4か月ごとに 1,000円割引	1か月有効：3,000円 4か月有効：11,000円【新設】